

2019年度第2回高圧ガス保安協会主催設備士再講習の実施について

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第38条の9の規定に基づく設備士再講習を下記により実施いたします。この講習は、設備士免状所持者が一定の期間ごと(初回は3年、次回以降5年ごと)に受講することが法令で義務付けられています。(業務に従事していない方も受講義務があります)対象者は必ず受講してください。

なお、平成12年度から「平成12年3月31日以前の液化石油ガス設備士免状取得者」は、この講習を受講することにより、バルク供給設備の保安業務を行うことができるようになりました。

記**1. 講習対象者**

- (1) 免状交付日の属する年度の翌年度の開始日から3年以内(液石法規則第109条第1項)【平成28年度免状交付者】
- (2) 再講習受講日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内 【平成26年度再講習受講者 ※未受講者を含む】

2. 講習の申込期日及び場所 ※中部の方は本部へ申し込んでください。

申込期日	申 込 場 所	電話番号
2019年6月24日(月)～ 6月28日(金)	〒410-0055 沼津市高島本町4-1 (一社)静岡県LPガス協会 東部支部	055-923-1070
	〒420-0064 静岡市葵区本通6-1-10 (一社)静岡県LPガス協会 本 部	054-255-2451
	〒430-0912 浜松市中区茄子町351-2 (一社)静岡県LPガス協会 西部支部	053-465-1178

- (1) 受講希望者は別紙申込書に必要事項を記入し、写真(縦4.5cm・横3.5cmのものとし、無帽・無背景・正面上半身像のもの)の裏面に氏名を記入して申込書に貼り、受講料を添えて上記申込窓口へ持参、又は郵送してください。
- (2) 申込済(申込受付後「正式受付者」)の受講料は原則として払い戻しいたしません。
- (3) 住所等に変更がある場合、高圧ガス保安協会試験センターにおいて書換え手続きを行ってください。
(〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル TEL0120-66-7966[フリーダイヤル])

3. 講習月日・科目及び場所

月 日	科 目		時 間	定員	場 所
8月2日(金)	法 令	供給設備及び消費設備の保安に関する法令	9:00～11:00	250名	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所 TEL054-253-5111
	保 安 管 理 技 術	液化石油ガスの設備工事に必要な高度の保安管理の技術	11:00～17:00		

- (1) 講習終了後、修了調査を行います。
- (2) 受講者は、液化石油ガス設備士免状を必ず持参してください。
- (3) 受講科目をすべて受講し、修了調査を提出しないと、講習修了者として認めませんのでご注意ください。
- (4) 申込人数等により、講習会場を変更する場合があります。

4. 受講料(非課税)

4,700円

5. 使用テキスト(税込)

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 | 3,600円 |
| (2) LPガス設備設置基準及び取扱要領(青本) | 3,810円 |

※必要な方は、協会本部又は講習会場で購入してください。

計7,410円

※講習当日は混雑しますので、お釣りのいらぬようお願いいたします。

6. その他

駐車場はありませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。(交通渋滞の恐れがあります。公共機関の電車・バス等をご利用ください。)